

米海兵隊 AV-8B ハリアー戦闘攻撃機の墜落事故に対する意見書

9月22日午後1時55分頃、国頭村辺戸岬から東約150キロメートル沖の米軍ホテル・ホテル訓練区域で、米軍嘉手納基地を離陸して訓練をしていた米海兵隊のAV-8B ハリアー戦闘攻撃機が墜落する事故が発生した。

近年、外来機による騒音被害も拡大する中、墜落した米軍機は8月に嘉手納基地に飛来した外来機で、同型機は今年5月にも米本国で墜落している。

今回の墜落事故は、訓練区域での事故とはいえ、嘉手納飛行場から訓練区域間には住宅地、訓練区域周辺には漁場があり、一步間違えば、県民を巻き込む大惨事につながりかねず、県民に大きな不安を与えたことは到底容認できるものではない。

本市上空は、嘉手納飛行場や普天間飛行場からの米軍機の飛行経路となっていて、1959年の宮森小学校ジェット戦闘機墜落死亡事故をはじめ、1961年の字川崎へのヘリコプター及びジェット戦闘機墜落死亡事故、復帰後も米軍機の墜落事故は幾度となく発生し、昨年8月12日には、うるま市沖で米陸軍のMH60ヘリコプターが米海軍艦船への着艦失敗で墜落した。

本市議会は、こうした事故が発生するたびに事故原因や再発防止策など関係機関に対し強く抗議要請しているが、事故は後を絶たず、市民の怒りと不安は増大している。

よって、本市議会は、市民の生命及び財産を守り、安全・安心な生活を確保する立場から、今回のAV-8B ハリアー戦闘攻撃機の墜落事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 住宅地上空の飛行禁止及び外来機の撤退を強く求める。
- 2 事故原因を徹底的に究明するとともに再発防止策を講じ、その内容について早急に公表すること。
- 3 安全性が担保されるまでAV-8B ハリアー戦闘攻撃機の飛行を中止すること。
- 4 全ての米軍機について、早急に徹底した安全点検と安全管理の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長